

虐待防止のための指針

社会福祉法人足立区社会福祉協議会
地域包括支援センター梅島・島根
地域包括支援センター梅田

高齢者虐待防止のための指針

(虐待の防止に関する基本的な考え方)

第1条 高齢者虐待(以下、「虐待」と表記する。)は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いため、地域包括支援センター梅島・島根、および地域包括支援センター梅田(以下、「当事業所」と表記する。)において、虐待の禁止、予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な対応を徹底するため本指針を策定する。

2 当事業所は、組織的に虐待防止の取り組みを実施する。また、基幹地域包括支援センター西部についても、虐待・困難ケースに携わり高齢者への支援を行うことから介護予防支援事業所に準ずるものとして本指針に従い、同様に虐待防止の取り組みを実施するものとする。

(基本方針)

第2条 基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 職員全員が一丸となって虐待の防止に努める。
- (2) 職員は、虐待又はセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあるという認識のもと、高齢者の尊厳の保持及び人格の尊重を重視し、虐待の早期発見・早期対応に努める。
- (3) 支援中に虐待を発見した場合は、足立区及び関係機関へ報告する。

(定義)

第3条 虐待に該当する行為は、高齢者虐待防止法第2条のとおりとする。

- (1) 身体的虐待
- (2) 介護・世話の放棄・放任
- (3) 心理的虐待
- (4) 性的虐待
- (5) 経済的虐待
- (6) その他虐待に準ずるもの

セルフネグレクト(足立区 養護者による高齢者虐待対応マニュアル)や65歳未満であるが介護保険の適用となる特定疾病を有しているなど高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる事例等、足立区において虐待に準じた対応が求められる事例に該当するものとする。

(組織及び担当者)

第4条 虐待防止に関する措置を適切に実施するための組織体制は以下のとお

りとする。

- (1) 虐待防止責任者は地域福祉部長とする。
- (2) 当事業所の各課に、虐待防止担当者を1名以上置く。虐待防止担当者は、第5条に定める検討委員会の運営や第6条に定める研修の実施等の実務を主管する。

(虐待防止に係る検討委員会の設置)

第5条 虐待防止に係る検討委員会の設置は以下のとおりとする。

- (1) 当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」（以下、「委員会」と表記する。）を設置する。
- (2) 委員会の長は地域福祉部長とし、委員は、「虐待防止委員会設置要綱」別表（第2条関係）で定める各課の課長並びに主査、主事をもって構成する。
- (3) 委員会は、年1回程度とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。
- (4) 委員会の責務は以下のとおりとする。
 - ア 委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - エ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - オ 職員が虐待を把握した場合に、足立区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - カ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第6条 職員に対する研修・教育については以下のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待防止法に関する基礎的内容等の適切な知識の理解・把握をするとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規職員を採用した際は、別途、虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 実施内容については、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

(虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第7条 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 虐待が発生した場合は、虐待防止責任者へ報告する。また、速やかに足立区へ報告するとともに、その原因を究明し、再発防止に努める。
- (2) 高齢者自身の意思を尊重するとともに、安心して意思表示ができるように支援する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合は、足立区及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待が発生した場合の相談・報告体制)

第8条 虐待またはその疑いが発生した場合の相談・報告体制は以下のとおりとする。

1 養護者等による虐待への対応

高齢者及びその家族、住民、関係機関等から虐待の通報を受けた場合（疑いを含む）、または支援中に高齢者への虐待を発見した場合は「養護者による高齢者虐待対応マニュアル（足立区高齢者虐待防止ネットワーク運営会議、虐待対応マニュアル作業部会作成）」に従って対応する。

2 当事業所職員（従事者）による虐待の対応

当事業所が関わりのある高齢者に対して虐待に該当する行為を行っている（疑いを含む）ことが判明した場合は、以下の手順に沿って対応する。

(1) 報告

発見または虐待に関する状況を把握した場合は、速やかに虐待防止責任者（地域福祉部長）へ報告する。

(2) 通報・措置

虐待防止責任者は、速やかに足立区（足立区役所 介護保険課 事業者指導係：03-3880-5746）に通報し、足立区の指示のもと、必要な措置を行う。

(3) 再発防止策の検討と全職員への周知

上記に掲げる対応を適切に行うため、事実確認の内容や虐待が発生した経緯を踏まえ、虐待防止委員会やその他会議等で原因の分析や再発防止策の検討を行い、その結果において全職員へ周知を行う。

3 報告者・通報者の安全確保及び不利益取り扱いの禁止

(1) 秘密保持の徹底

虐待の相談、報告、または通報に関わった職員のプライバシー等は厳重に守られるものとし、職務上知り得た個人情報他は漏らしてはならない。

(2) 不利益取り扱いの禁止

虐待の相談、報告、または通報を行ったことを理由として、当該職員に対して解雇、配置転換、その他のいかなる不利益な取り扱い（嫌がらせ等を含む）も行ってはならない。

(3) 安全確保の措置

組織は、報告者が安心して業務を行えるよう、必要に応じて迅速かつ適切な安全確保及び心理的ケアの措置を講じるものとする。

(成年後見制度等の利用支援)

第9条 高齢者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、権利擁護センターあだち、成年後見センターあだち及び足立区、その他の関係窓口へ繋げる等の支援を行うこととする。

(虐待に係る苦情解決方法に関する事項)

第10条 虐待等に係る苦情解決の方法に関する事項は以下のとおりとする。

- (1) 虐待の苦情については、苦情受付担当者は受け付けた内容を虐待防止責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「第8条 虐待が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。

(利用者等に対する指針の閲覧)

第11条 職員、利用者及び家族、その他外部の者に対しても、本指針を開庁時間内はいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。

(その他虐待防止の推進のために必要な事項)

第12条 権利擁護及び虐待防止のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

(附 則)

- 1 本指針は、令和4年4月1日より施行する。
- 2 本指針は、令和6年4月1日より施行する。
- 3 本指針は、令和7年4月1日より施行する。
- 4 本指針は、令和8年4月1日より施行する。